先行合併における制度調整基準の概要

◎主な調整事項

調整項目	調整基準の概要
町名・字名の取扱い	町名が重複しないように調整する。(「大字」の表記は削除する。)
公共的団体等の取扱い	各団体の経緯や意向等を十分に尊重し、法の趣旨に沿って調整する。 (1)合併時(合併後)に統合 (2)将来的に統合 (3)原則として現行どおり
各種団体への補助金・交付金	必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から調整を図る。 (1)早い時期に統一又は廃止 (2)新市全体の均衡を保つように調整
使用料(体育館など)	原則として現行どおり
手数料(住民票など)	原則として合併時に統一

◎長岡方式の地域自治に関する事項

調整項目	調整基準の概要
支所の設置	支所長の設置・・・部長級の一般職の職員 支所長の職務・・・支所を総括し、地域固有業務の執行に権限を持つ 支所の業務・・・通常の住民サービス、地域固有業務等
地域委員会の設置	役 割・・・(1)地域の個性あるまちづくりの提案・推進 (2)地域コミュニティ事業補助金の活用 任 期・・・2年 委員数・・・各地域14人以内

◎事務事業の調整

調整項目	調整基準の概要
共通する事務事業	全体として住民サービスを低下させないように調整する。 【調整の分類】 ・同じ制度の場合・・・現行どおり ・制度が違う場合・・・(1)合併時(合併後)に統一(廃止) (2)当分の間現行どおり
地域固有業務	地域の特色を生かす施策について「地域固有業務」とした。 【地域固有業務の区分】 (1) 地域の伝統・文化に根ざした事業で地域特有のなもの (2) 地域固有の事情があり、支所で実施した方が効率的なもの等 【主な事業】 ・除雪体制 ・地域のまつり